

表1 市民税・県民税申告受付日程 (八潮メセナ会場)

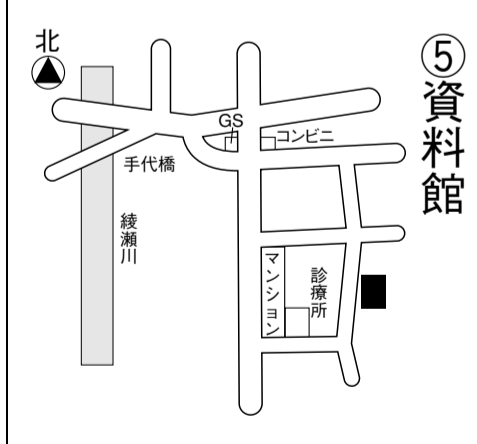
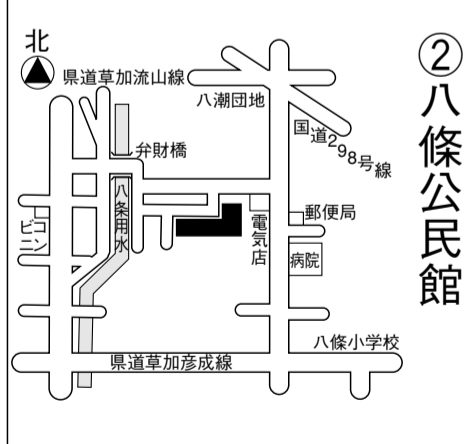
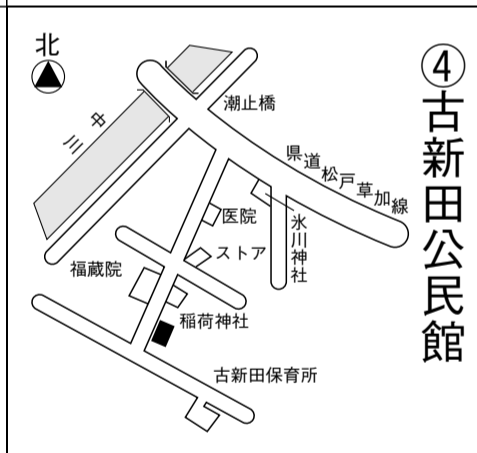
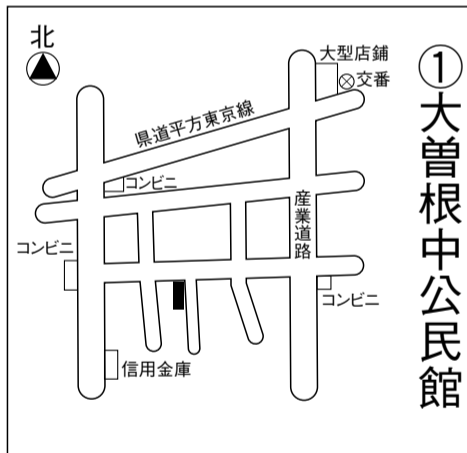
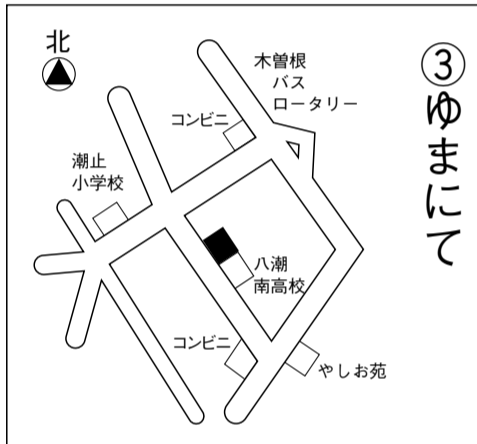
時 午前9時～11時・午後1時～4時
場 八潮メセナ1階展示室

受付日	受付地域	
2月	16日(水) 緑町一丁目・二丁目	
	17日(木) 緑町三丁目～五丁目	
	18日(金) 中央一丁目～四丁目	
	21日(月) 八潮一丁目～四丁目	
	22日(火) 八潮五丁目～八丁目	
	23日(水) 八條・八潮団地	
	24日(木) 鶴ヶ曽根	
	25日(金) 小作田・松之木・伊草・新町・伊草団地	
	3月	1日(火) 木曽根
		2日(水) 南川崎・伊勢野
3日(木) 大瀬・圀		
4日(金) 古新田・上馬場・中馬場・大原		
7日(月) 大曽根		
8日(火) 浮塚・西袋		
9日(水) 柳之宮・南後谷		
10日(木)	以上の指定日に申告できなかった方	
11日(金)		
14日(月)		
15日(火)		
28日(月)	二丁目	

表2 出張申告会場受付日程

時 午前9時30分～11時
午後1時～3時30分

受付日	受付会場	地図
2月	16日(水) 大曽根中公民館	①
	17日(木) 八條公民館	②
	18日(金) ゆまにて	③
	21日(月) 古新田公民館	④
	22日(火) 資料館	⑤



市民税・県民税の問い合わせ先
市民税課市民税係 ☎2006

※3月6日(日)に限り、八潮メセナ1階展示室にて、午前9時から正午まで、申告の受け付けをします。(午後の受け付けはありません)
※申告は、受付地域指定日にご来場ください。
なお、都合の悪い方は、指定日以外でも受け付けますが、混雑が予想されますので、ご了承ください。
※住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方は、越谷市中央市民会館特設会場または、越谷税務署での申告となりますので、ご注意ください。

申告会場での提出
申告会場は、八潮メセナ会場(表1)と出張申告会場(表2)がありますので、各表をご参照のうえ、申告書を提出してください。

その他の注意事項
事業主の方は、申告する際、必ず事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市役所に提出してください。

市民税・県民税の申告は八潮メセナへ

(申告の受け付けは、2月16日から3月15日まで)

次の方は申告が必要です
平成17年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市民税の申告が必要です。
①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
②給与所得者で、給与のほか所得のあった方
③給与などを2カ所以上の会社から受けている方
④パートやアルバイト、外交員報酬などがあった方
⑤平成16年中に会社を退職され、まだ、就職されていない方
⑥営業等・農業を営んでいる方
⑦不動産所得・利子所得・配当所得・雑所得(公的年金)などがあつた方

平成16年中、所得がなかった方でも次の方は申告が必要です!
①国民健康保険に加入している方
②児童(扶養)手当や幼稚園就園奨励費を受給される方
③保育園の保育料算定などで税証明書が必要になる方
④ご自身の扶養対象となっていない方で、障害者年金・老齢福祉年金を受給している方
⑤市民税・県民税申告書が送られてきた方(申告書は、2月上旬に郵送します)



申告する際に持参するもの
①平成16年中の所得がわかるもの
▼源泉徴収票または、給与支払証明書
▼営業等・不動産所得のあつた方は、収支のわかる帳簿、領収書など

事業専従者のいる事業主の方
事業主の方は、申告する際、必ず事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市役所に提出してください。

郵送による提出が可能な方
平成16年中に所得がなかった方は、申告書裏面の「平成16年中に所得がなかった方の記載欄」に記入し、郵送してください。
▼年末調整が、すでにお済の源泉徴収票をお持ちの方で、内容の変更などが無い方や医療費控除などを受けない方は、申告書に源泉徴収票を添付し郵送してください。
なお、郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。(郵送料はかかりません)
※医療費控除などの還付申告をされる方は、同封の返信用封筒では申告できませんのでご注意ください。

◆「広報やしお」は毎月1回10日に新聞折り込みで配布します。届いていない世帯の方は最寄りの公共施設、金融機関でお受け取りください。また、市内9カ所のコンビニエンスストアでもお受け取りになれます。なお、次の新聞折り込みは3月10日です。